

○ 県の審議会等における委員の男女比率(令和5年4月1日時点)

目標値:いずれの性も40%を下回らない

状況	審議会等数	割合
1 達成済み	57	70.4%
2 未達成	24	29.6%
計	81	100.0%

○ 未達成の要因(複数該当あり)

理由	審議会等数	割合
定員3名のため、「いずれの性も40%を下回らない」とすることが不可能なもの	5	20.8%
法律により指定されている役職に就いているのが男性であるもの	3	12.5%
構成員として割り当てられた役職に就いているのが男性であるもの	4	16.7%
専門性が求められ、かつ女性の従事割合が少ないもの (医療分野、法律分野、土木分野の一部等)	17	70.8%